

緊急事態宣言下における医療機関等への病床確保要請

● 新型コロナウイルス感染症患者等受入病床の確保状況

受入医療機関数、病床数は増加しているが、1月13日に、緊急事態宣言がなされる等、**依然感染拡大が続き病床が逼迫している**
(別紙：「新型コロナウイルス感染症患者受入病床の運用状況」参照)。

▶ **新たな受入病床の確保が必要。**

	令和2年 12月4日	令和3年 1月17日	増加分
受入医療機関数	81(21)	100(21)	+19(+0)
確保病床数	1,430(206)	1,611(236)	+181(+30)
運用病床数	1,198(164)	1,522(214)	+324(+50)

● 新型コロナウイルス感染症患者受入にかかる要請

【二次救急医療機関（主に民間病院）に対する要請】

(1) 現状 <特措法第24条第9項(府対策本部長による協力要請)に基づく要請>

- ◆ 軽症中等症病床運用率概ね「80%」以上となった場合、二次救急医療機関に対し、救急患者で陽性が判明した場合に、入院加療継続するよう要請(令和3年1月13日要請)
- ◆ 現在、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れていない二次救急医療機関（内科又は呼吸器内科救急協力診療科標榜）**108医療機関**に対し、各医療機関1～2床の病床確保を要請（令和2年12月25日要請）

回答状況（1月17日現在）：**病床確保済み・確保調整中（28医療機関 約100床）**、受入困難・未回答（80医療機関）

(2) 特措法を用いた新たな要請(案) <想定確保病床：30床>

<特措法第24条第1項（府対策本部長による総合調整）に基づく要請>

<要請対象> 特措法第2条に基づく指定地方公共機関である

「大阪府病院協会」「大阪府私立病院協会」

<要請内容> 「受入困難・未回答」となっている、**一定規模医療機関（一般病床200床以上）のうち協会に所属している14医療機関**に、再度、病床確保を要請

※協会に所属していない一定規模の2医療機関には、第24条第9項（府対策本部長による協力要請）により要請

<特措法第33条第2項（府対策本部長の指示）に基づく指示^注>

- ◆ 病床逼迫状況等で総合的に判断し、指示も視野。
- ◆ 第33条第2項の対象となる指定地方公共機関である「大阪府病院協会」「大阪府私立病院協会」に対し、会員医療機関における病床確保を指示

【軽症中等症患者受入医療機関（主に公立・公的病院）に対する要請】

○ 特措法を用いた新たな要請(案) <想定確保病床：200床>

<要請対象> 病床運用計画の最大計画数の病床運用を開始していない、もしくは、受入病床個室化等のため休止病床を有する市町村・指定公共機関（国立病院機構・日赤等）・指定地方公共機関（地独等）（**17医療機関**）

<要請内容> 休止病床を活用した増床要請。ただし、軽症中等症病床運用率が概ね「85%」以上となった場合に運用。

※第24条第1項の対象とならない医療機関(22医療機関)には、第24条第9項により要請

<特措法第33条第2項（府対策本部長の指示）に基づく指示^注>

- ◆ 病床逼迫状況等で総合的に判断し、指示も視野。

注：：緊急事態宣言下において、特措法第24条第1項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合で、特に必要と認める場合、要請先に必要な「指示」を行うことができる